

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 11 年条例第 28 号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行							改 正 案							備 考
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)							宮之浦町松ヶ迫地区の地区整備計画区域を追加。
名 称			区 域				名 称			区 域				
略			す				略			す				
							<u>宮之浦町松ヶ迫地区地区整備計画区域</u>			<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された吉田都市計画宮之浦町松ヶ迫地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>				
別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)							別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)							
計画区域	ア	イ	ウ			エ	計画区域	ア	イ	ウ			エ	
	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			建築物の高さの最高限度	
			(ア)	(イ)	(ウ)					(ア)	(イ)	(ウ)		
			区分	数値	適用の除外					区分	数値	適用の除外		
略						す	略						す	

宮之浦町 松ヶ迫地 区地区整 備計画区 域	次に掲げる建 築物 (1)住宅、共同 住宅、寄宿舍 又は下宿（従 業員宿舎を 除く） (2)例第 130 条 の3に定める 兼用住宅 (3)ボーリング 場、スケート 場、水泳場そ の他これら に類する令 第 130 条の 6 の2で定める 運動施設 (4)マージャン 屋、ぱちんこ 屋、射的場、 勝馬投票券 発売所、場外 車券売場そ の他これら に類するも の	500 平 方メ ートル	外 壁 等 の 面 か ら 道 路 境 界 線（隅 切 部 分 を 除 く。） ま で の 距 離	2 メー トル	次のい ずれかに 該当する 建築物又 は建築物 の部分 (1)車庫、 物置そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、軒 の高さ が3メ ートル 以下で あるも の (2) 外壁 等の中 心線の 長さの 合計が4 メート ル以下 である	15 メ ートル	宮之浦町松ヶ 迫地区の地区 整備計画区域 を追加。
-----------------------------------	--	--------------------	--	------------	---	-------------	------------------------------------

		<u>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</u> <u>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるものの</u> <u>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するものの</u> <u>(8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの</u> <u>(9) 法別表第2</u>				<u>もの</u> <u>(3) 玄関その他これに類する建築物の部分</u> <u>(4) 給油所の上屋</u>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<u>(ぬ) 項第3</u> <u>号に掲げる</u> <u>建築物</u> <u>(10) 法別表第2</u> <u>(る) 項第1</u> <u>号に掲げる</u> <u>建築物</u> <u>(11) 危険物の</u> <u>貯蔵又は処</u> <u>理に供する</u> <u>建築物 (法別</u> <u>表第2 (と)</u> <u>項第4号に</u> <u>掲げるもの、</u> <u>3階以上の部</u> <u>分をその用</u> <u>途に供する</u> <u>もの又はそ</u> <u>の用途に供</u> <u>する部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が 1,500</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超える</u> <u>ものに限</u> <u>る。)</u>						
--	--	---	--	--	--	--	--	--